

議案第81号

飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 飯能市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>

飯能市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>

参 考

給 与 改 定 の 概 要

1 内 容

(1) 月例給

改定なし。

(2) 手当

期末・勤勉手当

年間支給割合を0.05月分引き下げる。(再任用職員を除く。)

(ア) 令和2年12月期の期末手当を0.05月分引き下げる。

(1.3月分→1.25月分)

(イ) 令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合を均等化する。

(各期1.275月分)

影響額 $\Delta 10,722,810$ 円 (平均 $\Delta 17,841$ 円)

令和2年度

(単位：月分)

区 分	6月期			12月期			合 計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現 行	1.3	0.95	2.25	1.3	0.95	2.25	2.6	1.9	4.5
改定後	1.3	0.95	2.25	1.25	0.95	2.2	2.55	1.9	4.45

令和3年度

(単位：月分)

区 分	6月期			12月期			合 計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改定後	1.275	0.95	2.225	1.275	0.95	2.225	2.55	1.9	4.45

2 適用期日

内 容	適用期日
期末手当の支給割合の引下げ	令和2年12月1日
令和3年度以降の期末手当の支給割合の均等化	令和3年4月1日

【参考】モデル手当例

(単位：円)

区 分		改定前 期末・勤勉手当		改定後 期末・勤勉手当		差 額
		12月期	年 額	12月期	年 額	
主事(25歳)	独身	499,418	998,836	488,320	987,738	△11,098
主任(30歳)	配偶者	603,775	1,207,550	590,212	1,193,987	△13,563
主任(35歳)	配偶者、子1人	728,432	1,456,864	711,876	1,440,308	△16,556
主査(40歳)	配偶者、子2人	843,384	1,686,768	824,049	1,667,433	△19,335
主査(45歳)	配偶者、子2人	932,415	1,864,830	910,990	1,843,405	△21,425
主 幹	配偶者、子2人	1,045,387	2,090,774	1,021,340	2,066,727	△24,047
課 長	配偶者、子1人	1,133,856	2,267,712	1,108,178	2,242,034	△25,678
次 長	配偶者	1,235,609	2,471,218	1,208,006	2,443,615	△27,603
部 長	配偶者	1,321,343	2,642,686	1,291,901	2,613,244	△29,442